## 地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分の使途について

平成26年4月1日からの消費税率の引き上げに伴い、地方消費税として都道府県分が1%から1.7%に改められました。この都道府県分のうち2分の1に相当する分が市町村に交付されています。

平成28年度に当市に按分交付された地方消費税交付金のうち、増税に伴う分は3億 2,808万2千円でした。平成28年度の使途については下記のとおりです。

(単位:千円)

事業名称等	平成28年度決算額	一般財源額	充当交付金額
障がい福祉サービス事業	1,209,622	304,295	80,000
放課後児童健全育成事業	106,199	40,473	18,082
特定教育施設・保育施設入所事務	667,618	224,014	80,000
生活保護費	548,314	141,848	50,000
国民健康保険特別会計(事業勘定)繰出事業	497,364	252,630	50,000
介護保険特別会計繰出事業	702,570	696,616	50,000
その他社会保障関係事業	4,921,203	3,528,219	0
計	8,652,890	5,188,095	328,082